

○経済産業省令第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第十六条第
二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の
一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲
げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 「略」

十五 第十三号ただし書の規定に基づき質量により販売した液化石油ガスであつて消費されないものは、一般消費者等の不在その他やむを得ない事情がある場合を除き一般消費者等の立会いの下に質量により計り、その質量に応じた適正な価格で引き取ること。

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しよ

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十四 「略」

十五 「略」

「新設」

うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該一般消費者等と
当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸
借契約が締結される前に、当該一般消費者等
に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金
表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所
有者等を通じて当該料金表等を提示するよう
努めること。

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しよ
うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該一般消費者等と

〔新設〕

液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しよ

〔新設〕

〔新設〕

うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が異なる場合において、当該施設又は建築物
の所有者との間で、当該建物の入居者である
一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変
更することを制限するような条件を付した貸
与契約等を締結しないこと。

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しよ
うとする一般消費者等と消費設備が設置され
た又は設置される施設又は建築物の所有者と
が同一である場合において、当該一般消費者
等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更
することを制限するような条件を付した液化

〔新設〕

石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る

十五の二 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。

〔新設〕

費用として請求しないこと。

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結して
いる一般消費者等と消費設備が設置された施
設又は建築物の所有者とが異なる場合におい
て、液化石油ガスの販売契約を締結している
一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係
る料金を請求するときは、当該施設又は建築
物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与
等に係る費用を請求しないこと。ただし、液
化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等と
の間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方
法について合意がある場合は、この限りでな
い。

〔新設〕

十五の十 新たに一般消費者等に対し液化石油

ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十六～二十三 「略」

十五の三 「略」

十六～二十三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の前日に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。